令和８年８月１日改正

熊本市内宿泊教育旅行誘致助成金

一般財団法人
熊本国際観光コンベンション協会
Kumamoto International Convention and Tourism Bureau

熊本市内宿泊を伴う教育旅行を対象に
費用の一部を助成します！！

対象要件

（１）熊本県外の学校が学校行事として行う教育旅行であること
（２）熊本市内の宿泊施設に１泊以上宿泊すること

対象期間

令和８年７月１日以降宿泊分より

申請対象者

①旅行業法の規定に基づく旅行業の登録を受けている旅行会社
②海外に所在し、その所在国における旅行業に関する法令に基づき旅行業としての登録又は許可を受けた旅行会社
※旅行団体から直接の申請はできません

助成金額

次のいずれかをお選びください
（１）貸切バス借上費：貸切バス１台につき５０，０００円まで
（２）熊本市内宿泊費：　１人１泊につき　２，０００円まで
※助成限度額　１校につき２００，０００円

その他

- 本助成制度は、「熊本市内宿泊教育旅行誘致助成金交付要項」に基づき実施いたします。
- 申請の流れについては、裏面をご参照ください。
- 以下の条件は助成範囲内になります。
  ２泊以上の宿泊、熊本市内の民泊利用、海外からの教育旅行（海外送金可能）
  その他ご不明な点がございましたら申請前にお問い合わせください。
- 予算の上限に達しましたら、終了する場合があります。

詳細はこちら

【お問い合わせ】
〒860-0041
熊本市中央区細工町4丁目30-1扇寿ビル5階
（一財）熊本国際観光コンベンション協会
担当：観光誘致課　観光誘致班
TEL：096-359-1788
FAX：096-359-8520
メール：tourism@kumamoto-icb.or.jp

熊本市内宿泊教育旅行誘致助成金交付までの流れ

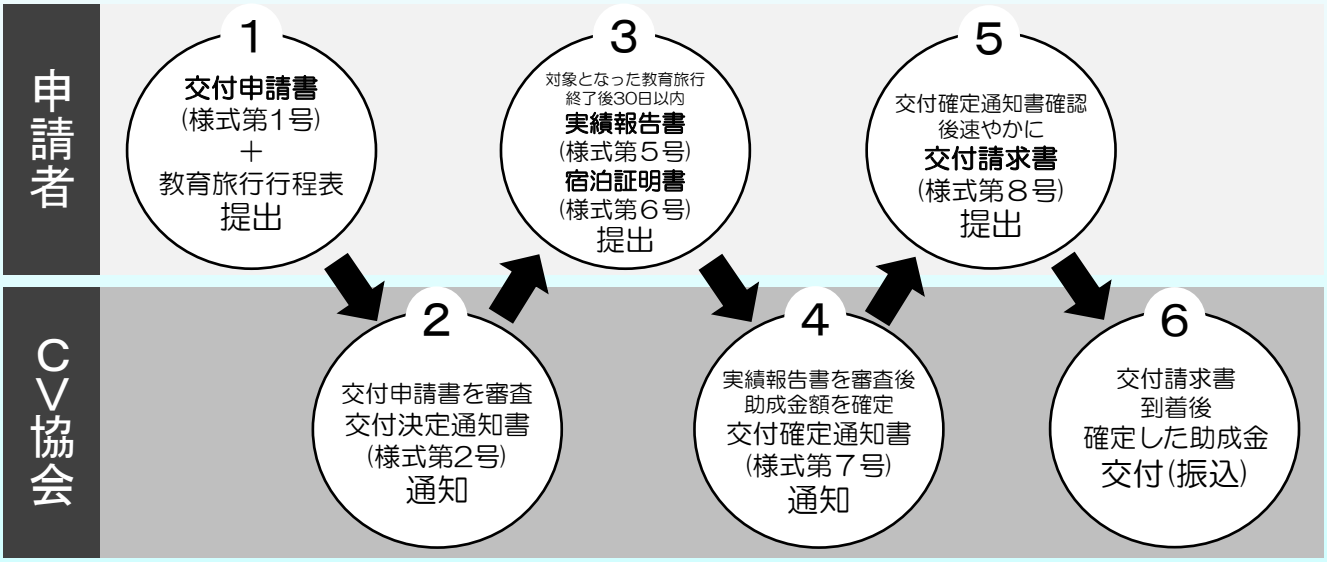

１．交付申請書（様式第1号）の提出
交付申請書と教育旅行行程表（宿泊施設が記載されたもの）を、
電子メール(押印済のPDF)にて tourism@kumamoto-icb.or.jp 宛てに
提出してください。
※教育旅行開始日の前日から起算して14日前までに必着

２．交付決定通知（様式第2号）
申請書を審査後、助成金を決定をし、交付決定通知書を申請者へ通知します。
※申請内容に変更や中止の事由が生じた場合、変更申請書（様式第３号）を提出してください。
審査後、交付変更（取消）通知書（様式第４号）を申請者へ通知します。

３．実績報告書（様式第５号）及び宿泊証明書（様式第６号）の提出
教育旅行終了後、実績報告書及び宿泊証明書を、電子メール(押印済のPDF)にて提出
してください。
※バス助成の場合は貸切バスの台数・費用が分かるものも提出してください
※教育旅行終了後30日以内かつ当該事業年度内に必着

４．交付確定通知（様式第７号）
実績報告書を審査後、助成金を確定し、交付確定通知書を申請者へ通知します。

５．交付請求書（様式第８号）の提出
交付確定通知を受けた申請者は、交付請求書を電子メール(押印済のPDF)にて
提出してください。

**※申請者からの提出物が各期限までに提出されない場合、助成できない場合があります。
あらかじめ御了承の上、期限内のご提出をお願いいたします。**

熊本市内への教育旅行をお待ちしております！